

令和5年第2回山ノ内町議会臨時会会議録

---

山ノ内町告示第77号

令和5年6月1日(木) 山ノ内町役場議場に開く。

---

令和5年6月1日(木) 午前10時開会

---

○ 議事日程(第1号)

- 1 仮議席の指定について
- 2 議長の選挙について
- 3 議員の議席の指定について
- 4 会議録署名議員の指名について
- 5 会期の決定について
- 6 副議長の選挙について
- 7 議席の一部変更について
- 8 山ノ内町議会常任委員会委員の選任について
- 9 山ノ内町議会運営委員会委員の選任について
- 10 北信広域連合議会議員の選挙について
- 11 北信保健衛生施設組合議会議員の選挙について
- 12 岳南広域消防組合議会議員の選挙について
- 13 同意第5号 山ノ内町監査委員の選任について
- 14 報告第3号 令和4年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について
- 15 報告第4号 専決処分の報告について  
専決第14号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
- 16 報告第5号 放棄した私債権の報告について(水道料金)
- 17 承認第2号 専決処分の承認について  
専決第4号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算(第11号)
- 18 承認第12号 専決処分の承認について  
専決第15号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算(第12号)
- 19 承認第3号 専決処分の承認について  
専決第5号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 20 承認第4号 専決処分の承認について  
専決第6号 令和4年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)
- 21 承認第5号 専決処分の承認について  
専決第7号 令和4年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第3号)

- 2 2 承認第 6号 専決処分の承認について  
 専決第 8号 令和4年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 2 3 承認第 7号 専決処分の承認について  
 専決第 9号 令和4年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
- 2 4 承認第 8号 専決処分の承認について  
 専決第10号 令和4年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第5号）
- 2 5 承認第 9号 専決処分の承認について  
 専決第11号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 6 承認第10号 専決処分の承認について  
 専決第12号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 7 承認第11号 専決処分の承認について  
 専決第13号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算（第1号）

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のおり（14名）

1番	小田孝志君	8番	徳竹栄子君
2番	畔上恵子君	9番	高田佳久君
3番	小林仁君	10番	渡辺正男君
4番	志鷹慎吾君	11番	山本光俊君
5番	塚田一男君	12番	小林克彦君
6番	湯本るり子君	13番	白鳥金次君
7番	山本岩雄君	14番	湯本晴彦君

○ 欠席議員次のおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のおり

議会事務局長 山本佳史 議事係長 湯本寿

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のおり

町長 平澤岳君 副町長 久保田敦君  
 教育長 竹内延彦君 会計管理者 小林佳代子君  
 総務課長 古幡哲也君 税務課長 高木和彦君

健康福祉課長	小林 一夫 君	農林課長	宮崎 弘之 君
観光商工課長	湯本 義則 君	建設水道課長	望月 弘樹 君
教育次長	田中 浩幸 君	消防課長	湯本 睦夫 君
危機管理課長	常田 和男 君		

---

(午前10時00分)

議会事務局長(山本佳史君) おはようございます。本日は大変ご苦勞さまで。議会事務局長の山本です。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の小林克彦議員をご紹介します。

小林克彦議員、議長席にお着き願います。

(小林克彦議員議長席に着く。)

臨時議長(小林克彦君) ただいまご紹介いただきました小林克彦です。

地方自治法第107条の規定によって、議長の選挙が終わるまで臨時に議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

---

臨時議長(小林克彦君) お諮りします。ここで初議会でありますので、全員から自己紹介をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

臨時議長(小林克彦君) 異議なしと認めます。

まずは、議会側からお願いいたします。

座席1番の議員から順次お願いします。

(議員自己紹介)

臨時議長(小林克彦君) 続いて、町側、町長からお願いいたします。

(理事者、管理職自己紹介)

臨時議長(小林克彦君) 議会事務局お願いします。

(議会事務局自己紹介)

臨時議長(小林克彦君) 以上で自己紹介を終わります。

お手元に執行機関側の座席表を配付してありますので、ご覧ください。

---

(開 会)

(午前10時07分)

臨時議長(小林克彦君) ただいまの出席議員数は14名であります。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより令和5年第2回山ノ内町議会臨時会を開会します。

---

臨時議長(小林克彦君) クールビズについて申し上げます。

節電と省エネルギー対策推進の一環として、当議会もクールビズを本年も実施することとしました。したがって、本臨時会はノーネクタイ、ノー上着を認めますので、ご承知ください。

---

臨時議長（小林克彦君） 町長から招集の挨拶があります。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） おはようございます。

本日ここに、新しく選ばれました議員各位をお迎えし、令和5年第2回山ノ内町議会臨時会を招集しましたところ、定刻にご参集いただき、開会できますこと厚く御礼申し上げます。

本議会にご提案申し上げます案件は、監査委員の選任同意1件、一般会計予算の繰越報告等の報告3件、令和4年度一般会計2件及び3特別会計、3事業会計の補正予算と税条例、国民健康保険税条例の一部改正並びに令和5年度一般会計補正予算の専決処分等の承認11件の、合わせて15件でございます。

十分ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

なお、本臨時議会は、議会の構成等が行われる重要な議会でありますので、議会の規則に従われ、円滑にご選任されますことをお願い申し上げ、招集のご挨拶といたします。

---

（開 議）

（午前10時09分）

臨時議長（小林克彦君） これより本日の会議を開きます。

---

## 1 仮議席の指定について

臨時議長（小林克彦君） 議事に入ります。

日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

---

## 2 議長の選挙について

臨時議長（小林克彦君） 日程第2 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

（議会事務局職員議場を閉鎖する。）

臨時議長（小林克彦君） ただいまの出席議員数は14名であります。

次に、開票立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、開票立会人に5番 塚田一男君、7番 湯本るり子君、13番 山本光俊君を指名します。

それでは、これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。候補者の氏名を記載願います。

配付してください。

（議会事務局職員投票用紙を配付する。）

臨時議長（小林克彦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（発言する者なし）

臨時議長（小林克彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（議会事務局職員投票箱が空であることを議員に確認させる。）

臨時議長（小林克彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を申し上げますので、順番に投票願います。

議会事務局長。

議会事務局長（山本佳史君） それでは、議席順に氏名を申し上げますので、議長席に向かって右側から登壇をいただき、投票箱に投票され、左側から議席に戻っていただきますようお願いいたします。

それでは、申し上げます。

1番 小田孝志議員、2番 畔上恵子議員、3番 小林仁議員、4番 志鷹慎吾議員、5番 塚田一男議員、6番 白鳥金次議員、7番 湯本るり子議員、8番 山本岩雄議員、9番 湯本晴彦議員、10番 徳竹栄子議員、11番 高田佳久議員、12番 渡辺正男議員、13番 山本光俊議員、最後に、14番 小林克彦議員です。

臨時議長（小林克彦君） 投票漏れはございませんか。

（発言する者なし）

臨時議長（小林克彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

先ほど指名されました3名の方、開票の立会いをお願いします。前へお願いします。

（塚田一男君、湯本るり子君、山本光俊君立会いのもと議会事務局職員開票する。）

臨時議長（小林克彦君） 選挙の結果を報告します。

投票総数	14票
有効投票	12票
無効投票	2票です。

有効投票のうち

湯本晴彦君	8票
高田佳久君	4票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、湯本晴彦君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議会事務局職員議場の閉鎖を解く。)

---

**臨時議長（小林克彦君）** ただいま議長に当選されました湯本晴彦君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

湯本晴彦君、議長の当選承諾と就任のご挨拶をお願いします。

9番 湯本晴彦君、登壇。

(9番 湯本晴彦君登壇)

**9番（湯本晴彦君）** 今ほどは、改めまして選挙でたくさんの投票をいただきましたこと、誠にありがとうございます。

この選挙において、私、19代前期の議長とならしていただくことになりました。

この19代議会は、令和5年度、新しい町長をはじめ、教育長、そして副町長と町の体制が新しい形になったところで、19代議会としては、大変非常に重要な役割を担っているというふうに思っております。議長とならせていただいたからには、この新しい風を住民目線でしっかりとよい方向に向けていきたい。そのために精いっぱい努力していこうというふうに思っております。

また、議員同士、意見を闘わせるところは闘わせ、そして力を合わせるところは合わせて、議員としての資質向上と、そして住民の対話にも努めていきたいというふうに思っております。

また、一方で、昨今住民やマスコミの目も厳しくなっております。それは議員に対する期待と思いが強くなっているというふうにも理解しております。

改めて、議会としても町民の皆様から信頼を得られるように、議員一丸となって取り組んでいけるよう努力していきたいと思っておりますので、どうか皆様2年間力を合わせてこの19代を盛り上げて、また、町のために本当にいいまちづくりができるようによろしく願いしたいと思っております。そのために私も精いっぱいやっていきますので、どうぞ2年間よろしく願いいたします。(拍手)

---

**臨時議長（小林克彦君）** それでは、お手元に配付してあります議長選挙についての当選人の欄へ住所、氏名をご記入願います。

住所「山ノ内町大字平穏2171番地」、氏名「湯本晴彦」とご記入願います。

---

**臨時議長（小林克彦君）** それでは、湯本晴彦議長、議長席にお着き願います。

以上で臨時議長の職務は全て終了しました。ご協力ありがとうございました。

---

**議長（湯本晴彦君）** それでは、議事を進行いたします。不慣れな議長ですが、ご協力をよろしく願いいたします。

ここで議案の整理を行います。

本日の議案は議長名が未記入となっておりますので、「湯本晴彦」とご記入お願いいたします。

---

### 3 議員の議席の指定について

議長（湯本晴彦君） それでは、日程第3 議員の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配付してあります議席表のとおり指定します。

お手元に配付してあります議席表を議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（山本佳史君） 朗読します。

- 1番 小 田 孝 志 議員
  - 2番 畔 上 恵 子 議員
  - 3番 小 林 仁 議員
  - 4番 志 鷹 慎 吾 議員
  - 5番 塚 田 一 男 議員
  - 6番 白 鳥 金 次 議員
  - 7番 湯 本 るり子 議員
  - 8番 山 本 岩 雄 議員
  - 9番 湯 本 晴 彦 議員
  - 10番 徳 竹 栄 子 議員
  - 11番 高 田 佳 久 議員
  - 12番 渡 辺 正 男 議員
  - 13番 山 本 光 俊 議員
  - 14番 小 林 克 彦 議員
- 以上です。
- 

### 4 会議録署名議員の指名について

議長（湯本晴彦君） 日程第4 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定によって

- 1番 小 田 孝 志 君
- 2番 畔 上 恵 子 君
- 3番 小 林 仁 君

を指名します。

---

### 5 会期の決定について



**議長（湯本晴彦君）** 日程第5 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期を本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**議長（湯本晴彦君）** 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

---

## 6 副議長の選挙について

**議長（湯本晴彦君）** 日程第6 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

（議会事務局職員議場を閉鎖する。）

**議長（湯本晴彦君）** ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、開票立会人に5番 塚田一男君、7番 湯本るり子君、13番 山本光俊君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名でございます。候補者の氏名を記入願います。

（議会事務局職員投票用紙を配付する。）

**議長（湯本晴彦君）** 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（発言する者なし）

**議長（湯本晴彦君）** 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（議会事務局職員投票箱が空であることを議員に確認させる。）

**議長（湯本晴彦君）** 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を申し上げますので、順番に投票願います。

議会事務局長。

**議会事務局長（山本佳史君）** それでは、議長選挙と同様に氏名を申し上げますので、同じ方法で投票をお願いします。

申し上げます。

1番 小田孝志議員、2番 畔上恵子議員、3番 小林仁議員、4番 志鷹慎吾議員、5番 塚田一男議員、6番 白鳥金次議員、7番 湯本るり子議員、8番 山本岩雄議員、10番 徳竹栄子議員、11番 高田佳久議員、12番 渡辺正男議員、13番 山本光俊議員、14番 小林克彦議員、最後に、9番 湯本晴彦議長です。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 投票漏れはありませんでしょうか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

指名された3名の方、開票の立会いをお願いします。

（塚田一男君、湯本るり子君、山本光俊君立会いのもと議会事務局職員開票する。）

議長（湯本晴彦君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数	14票
有効投票	14票
無効投票	0票です。

有効投票のうち

白鳥金次君	11票
渡辺正男君	3票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3.5票です。

したがって、白鳥金次君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議会事務局職員議場の閉鎖を解く。）

---

議長（湯本晴彦君） ただいま副議長に当選されました6番 白鳥金次君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

---

議長（湯本晴彦君） 6番 白鳥金次君、副議長の当選承諾と就任のご挨拶をお願いします。

6番 白鳥金次君、登壇。

（6番 白鳥金次君登壇）

6番（白鳥金次君） ただいまは、多くの皆様方にご信任をいただきました。感謝を申し上げます。大変光栄と思いますとともに、身の引き締まる思いでございます。

まず、さきの4月の選挙におきまして、新たに4名の議員、そして10名の議員、諸兄の再選、当選されましたこと、衷心よりお祝いを申し上げます。

副議長職は、常に議長を支えることだと思っております。先ほど湯本議長が議会について申されました。そのことを一生懸命応援してまいりたいというふうに思っております。

しかしながら、私は議員経験も少なく、もとより浅学非才の身であります。同僚議員の皆様、町長並びに理事者、管理職、職員の皆様方に格別なるご高配を賜りますようお願い申し上げます。

私ども議員は「忘己利他」、己を忘れ、他を律する心構えで、公正かつ円滑な議会運営に努めていく、そこから生まれる、信頼される議会となることが、ひいては我が町のさらなる発展につながっていくことと思っています。

第19代の議員諸氏は、高い志を持ってこの場に立たれています。優位な人材として一人一人が議会で活躍していただくよう、私の立場で職責を務めてまいりたいと思っております。

特に4名の新人の方におかれましては、1期4年間それぞれ無理のない範囲で活躍をしていただく、そのような場を配慮していきたいというふうに思っております。最大限のパフォーマンスを発揮していただくようお願いいたします。

結びに、僭越ですが、次の言葉を申し上げて、就任に当たってのあいさつとさせていただきます。

「心を耕し 生きる喜び 共に味わう」、「心耕し 生きる喜び 共に味わう」。(拍手)

---

**議長（湯本晴彦君）** それでは、お手元に配付してあります副議長選挙についての当選人の欄へ住所、氏名をご記入願います。

住所「山ノ内町大字寒沢1011番地6」、氏名「白鳥金次」とご記入願います。

ここで、議会運営協議のため、暫時休憩します。

なお、再開時刻は追って庁内放送をします。

(休憩)

(午前10時44分)

---

(再開)

(午後 1時15分)

**議長（湯本晴彦君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 7 議席の一部変更について

**議長（湯本晴彦君）** 日程第7 議席の一部変更を行います。

正副議長の選挙に伴い、正副議長の議席を、町村議会の運営に関する基準第12項の規定及び当議会の慣例により、議長の議席を最終番に、副議長の議席を最終2番とするため、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。なお、合わせて議員の当選者懇談会における決定事項も加えて変更します。

変更議席表を配付します。

(議会事務局職員変更議席表を配付する。)

**議長（湯本晴彦君）** それでは、議会事務局長に変更した議席番号と氏名を朗読させます。

議会事務局長。

**議会事務局長（山本佳史君）** 変更後の議席を申し上げます。

6番 湯本 るり子 議員

7番 山本 岩 雄 議員

8番 徳 竹 栄 子 議員  
9番 高 田 佳 久 議員  
10番 渡 辺 正 男 議員  
11番 山 本 光 俊 議員  
12番 小 林 克 彦 議員  
13番 白 鳥 金 次 議員  
14番 湯 本 晴 彦 議員  
以上です。

**議長（湯本晴彦君）** お諮りします。配付しました変更議席表のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**議長（湯本晴彦君）** 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更は、変更議席表のとおり決定しました。

ここで、議席変更のため、暫時休憩します。

この休憩の間に議席の移動をしてください。

なお、仮氏名標も一緒に移動をお願いいたします。

（休 憩） （午後 1時18分）

---

（再 開） （午後 1時20分）

**議長（湯本晴彦君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 8 山ノ内町議会常任委員会委員の選任について

**議長（湯本晴彦君）** 日程第8 山ノ内町議会常任委員会委員の選任を行います。

議会事務局長から説明させます。

議会事務局長。

**議会事務局長（山本佳史君）** 説明します。

本件は、地方自治法第109条第1項「条例で常任委員会を置くことができる」との規定から、町議会委員会条例第1条で「議会に常任委員会を置く」とされており、議会委員会条例第7条第1項及び第7条第2項の規定、並びに第7条第4項の規定から選任を願うものであります。

なお、委員定数は議会委員会条例第2条で、総務産業常任委員会と社会文教常任委員会がそれぞれ7人、広報常任委員会が6人、予算決算審査委員会が13人とされております。任期につきましては、議会委員会条例第3条第1項の規定により、2年となっております。

以上です。

**議長（湯本晴彦君）** お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長指名とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(湯本晴彦君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名したいと思います。

常任委員会の名簿を配付します。

(議会事務局職員常任委員会委員名簿を配付する。)

議長(湯本晴彦君) 議会事務局長から各常任委員会委員の氏名を朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長(山本佳史君) 申し上げます。

総務産業常任委員会

小田孝志議員	志鷹慎吾議員	塚田一男議員
徳竹栄子議員	渡辺正男議員	小林克彦議員
湯本晴彦議員		

社会文教常任委員会

畔上恵子議員	小林仁議員	湯本るり子議員
山本岩雄議員	高田佳久議員	山本光俊議員
白鳥金次議員		

広報常任委員会

小田孝志議員	畔上恵子議員	小林仁議員
山本岩雄議員	徳竹栄子議員	渡辺正男議員

予算決算審査委員会につきましては、議長を除く全員ですので、氏名の朗読は省略させていただきます。

以上です。

議長(湯本晴彦君) お諮りします。ただいまのとおり指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(湯本晴彦君) 異議なしと認めます。

したがって、山ノ内町議会常任委員会委員は、お手元の名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、各常任委員会の正副委員長を選出のため、暫時休憩します。

議員各位に申し上げます。

正副委員長の選出は、議会委員会条例第8条第2項の規定によって、委員会において互選するとされていますので、休憩中に各委員会で互選を願い、決定次第、議会事務局まで報告を願います。

(休憩)

(午後 1時23分)

---

(再開)

(午後 1時24分)

議長（湯本晴彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（湯本晴彦君） 各常任委員会から正副委員長の報告がありましたので、議会事務局長から氏名を朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（山本佳史君） 朗読します。

総務産業常任委員会	委員長	塚田一男	議員
	副委員長	小田孝志	議員
社会文教常任委員会	委員長	高田佳久	議員
	副委員長	畔上恵子	議員
広報常任委員会	委員長	渡辺正男	議員
	副委員長	山本岩雄	議員
予算決算審査委員会	委員長	白鳥金次	議員
	副委員長	湯本るり子	議員

以上です。

議長（湯本晴彦君） ただいまの報告のとおり決定されました。

---

## 9 山ノ内町議会運営委員会委員の選任について

議長（湯本晴彦君） 日程第9 山ノ内町議会運営委員会委員の選任を行います。

議会事務局長から説明させます。

議会事務局長。

議会事務局長（山本佳史君） 説明します。

本件は、地方自治法第109条第1項「条例で議会運営委員会を置くことができる」との規定から、町議会委員会条例第4条の2第1項で「議会に議会運営委員会を置く」とされておりますことから選任を願うものであります。

選任の方法は、常任委員会と同様に、会期の初めに「議長が会議に諮って指名する」と規定されています。

なお、任期は2年、定数は6人です。

以上です。

議長（湯本晴彦君） お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定によって、議長指名とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（湯本晴彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名したいと思います。

議会運営委員会委員の名簿を配付します。

(議会事務局職員議会運営委員名簿を配付する。)

議長(湯本晴彦君) 議会事務局長から議会運営委員会委員の氏名を朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長(山本佳史君) 朗読します。

志 鷹 慎 吾 議員 塚 田 一 男 議員 徳 竹 栄 子 議員

高 田 佳 久 議員 渡 辺 正 男 議員 山 本 光 俊 議員

以上です。

議長(湯本晴彦君) お諮りします。ただいまの朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(湯本晴彦君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、お手元の名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、議会運営委員会の正副委員長を選出するため、暫時休憩します。

議会運営委員各位に申し上げます。

正副委員長の選出は、委員会条例第8条第2項の規定によって、委員会において互選となっておりますので、休憩中に互選を願い、決定次第、議会事務局まで報告ください。

(休憩)

(午後 1時28分)

---

(再開)

(午後 1時28分)

議長(湯本晴彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長(湯本晴彦君) 議会運営委員会から正副委員長の報告がありましたので、氏名を朗読します。

委員長 11番 山本光俊君

副委員長 8番 徳竹栄子君

以上、報告のとおり決定されました。

---

## 10 北信広域連合議会議員の選挙について

議長(湯本晴彦君) 日程第10 北信広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は3名であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(湯本晴彦君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**議長（湯本晴彦君）** 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、指名します。

9番 高田佳久君

13番 白鳥金次君

14番 湯本晴彦

を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました3名の諸君を北信広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**議長（湯本晴彦君）** 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3名の諸君が北信広域連合議会議員に当選されました。

---

**議長（湯本晴彦君）** ただいま当選されました9番 高田佳久君、13番 白鳥金次君、14番 湯本晴彦が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

---

## 1 1 北信保健衛生施設組合議会議員の選挙について

**議長（湯本晴彦君）** 日程第11 北信保健衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は3名であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**議長（湯本晴彦君）** 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**議長（湯本晴彦君）** 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

指名します。

9番 高田佳久君

13番 白鳥金次君



14番 湯本晴彦

を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました3名の諸君を北信保健衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

**議長(湯本晴彦君)** 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3名の諸君が北信保健衛生施設組合議会議員に当選されました。

---

**議長(湯本晴彦君)** ただいま当選されました9番 高田佳久君、13番 白鳥金次君、14番 湯本晴彦が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

---

## 12 岳南広域消防組合議会議員の選挙について

**議長(湯本晴彦君)** 日程第12 岳南広域消防組合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は3名であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

**議長(湯本晴彦君)** 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

**議長(湯本晴彦君)** 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、指名します。

5番 塚田一男君

13番 白鳥金次君

14番 湯本晴彦

を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました3名の諸君を岳南広域消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

**議長(湯本晴彦君)** 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3名の諸君が岳南広域消防組合議会議員に当選されまし

た。

---

議長（湯本晴彦君） ただいま当選されました5番 塚田一男君、13番 白鳥金次君、14番 湯本晴彦が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

---

### 13 同意第5号 山ノ内町監査委員の選任について

議長（湯本晴彦君） 日程第13 同意第5号 山ノ内町監査委員の選任についてを上程し、議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、12番 小林克彦君の退席を求めます。

（12番 小林克彦君退席）

議長（湯本晴彦君） 提案者の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 同意第5号 山ノ内町監査委員の選任について、ご提案申し上げます。

本案は、任期満了に伴い、地方自治法第196条第1項及び第197条の規定により、山ノ内町監査委員の選任について議会の同意をお願いするものであります。

住所、山ノ内町大字夜間瀬8928番地。

氏名、小林克彦。

生年月日、昭和21年12月9日、

任期は、議員の任期であります。

ご審議の上、ご同意をお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第5号 山ノ内町監査委員の選任についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、同意第5号 山ノ内町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

12番 小林克彦君の除斥の理由が解けましたので、復席を認めます。

(12番 小林克彦君復席)

---

#### 14 報告第3号 令和4年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について

議長（湯本晴彦君） 日程第14 報告第3号 令和4年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について報告書の提出がありました。

報告書の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長（平澤 岳君） 報告第3号 令和4年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について、ご説明申し上げます。

令和4年度山ノ内町一般会計予算の繰越しにつきましては、令和4年度一般会計予算のうち、12月議会の補正予算第7号で繰越しのご承認をいただきました塵芥車購入事業、また、3月議会の補正予算第9号及び第10号で繰越しのご承認いただきました山ノ内町地域鉄道安全性向上事業費補助金、国立公園整備事業、土砂災害対策推進事業、山ノ内町立統合小学校整備計画策定支援業務の、合わせて5件であります。

繰り越した額の総額6,276万2,000円について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので報告するものであります。

十分ご審議の上、報告の受理をお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） 質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第3号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長（湯本晴彦君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号 令和4年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告については、報告書のとおり受理することに決定しました。

---

#### 15 報告第4号 専決処分の報告について

##### 専決第14号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

議長（湯本晴彦君） 日程第15 報告第4号 専決処分の報告について、専決第14号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてを上程し、議題とします。

報告書の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

**町長（平澤 岳君）** 報告第4号 専決処分の報告について、専決第14号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、説明申し上げます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の指定により専決したものです。

概要につきましては、道路側溝に設置されたグレーチングに相手方の車両が乗ったところ、グレーチングが跳ね上がり、車両のバンパー部分を損傷したものです。

発生年月日は、令和5年4月7日、発生場所は山ノ内町大字佐野字北原1267の7付近、町道北原5号線内にあります。

相手方の住所、氏名は、中野市江部1409の5、ヤマト運輸株式会社信州中野営業所、所長桑村敏人で、損害賠償額は19万102円です。

以上について、令和5年5月9日付で専決し、同日付で和解に至りましたので、ご報告申し上げます。

**議長（湯本晴彦君）** 質疑を行います。

12番 小林克彦議員。

**12番（小林克彦君）** 12番 小林克彦です。

この内容ですけれども、もう少し詳細に内容をご説明いただきたいんです。

非常にグレーチングの跳ね上げというのは、最近数件見受けられます。対応を少し考えないとまずいのではないかと、道路管理上ね、と思うんですが、まず、詳細を説明してください。

**議長（湯本晴彦君）** 建設水道課長。

**建設水道課長（望月弘樹君）** 説明をさせていただきます。

先ほど町長から申しあげましたとおり、大字佐野の町道北原5号線の内部でございます。こちらの県道のほうに出てくるところの接続道路であります。上からヤマト運輸の配達が終わって、県道のほうに向かって下ってきたというふうにお聞きしております。車両はゆっくり走っていたというふうにお聞きしているわけでございますけれども、一部側溝のグレーチングの上に乗ったときに、そのスピードはちょっと分かりませんが、跳ね上がったというようなことでお聞きしておるものでございます。

なお、職員が現地に赴きまして確認をしましたが、そのグレーチングは元どおりに戻されておりましたので、ちょっと詳細なところは分からない部分もありますけれども、いずれにしても、タイヤのかかり方によって跳ね上がったというようなことでお聞きしております。

議員おっしゃられるとおり、こういった事故がないようにまた対策のほうしていきたいと思っておりますけれども、グレーチングの管理も徹底しながら対応をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

**議長（湯本晴彦君）** 12番 小林克彦議員。

12番（小林克彦君） これ質問よりもちょっと提案なんですけれども、コーナーでグレーチングですと、両サイドですね、例えば5枚はまっている、10枚はまっている。その両端のグレーチングが留まっていなくて、そこに乗ると必ず跳ね上がるんですね。だから、一番両端はコンクリートにするとか、もしくは固定するとかしないと、これはいつまでたってもコーナーを回る車がその端へ乗れば跳ね上がると思います。

それともう一点は、除雪でかなり、時々少しまくれ上がったのが見受けられます。ぜひ道路パトロールで積極的にこういう部分は危険でありますので、例えば燃料タンクを、過去にもありましたけれども、燃料タンクを傷つけて燃料が漏れたと、火災に至らないからよかったですけれども、十分注意をしていただきたいと思います。

議長（湯本晴彦君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

報告第4号について、これをもちまして受理することとします。

---

## 16 報告第5号 放棄した私債権の報告について（水道料金）

議長（湯本晴彦君） 日程第16 報告第5号 放棄した私債権の報告について（水道料金）を上程し、議題とします。

報告書の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 報告第5号 放棄した私債権の報告について（水道料金）について、申し上げます。

山ノ内町私債権管理条例の規定に基づき、徴収が困難となった水道料金について、債権を放棄したものであります。放棄した金額は327万2,472円であります。

なお、内容につきましては、建設水道課長から補足の説明をさせます。

議長（湯本晴彦君） 補足の説明を求めます。

報告第5号について、建設水道課長。

建設水道課長（望月弘樹君） [報告に基づく補足説明]

議長（湯本晴彦君） 質疑を行います。

12番 小林克彦議員。

12番（小林克彦君） 1点お願いします。

条例による債権放棄ですから、結果はいいんですけれども、金額とそれから債務者も15名ということですので、補足でこの内容をお知らせいただきたいと思うんですが、できますか。

議長（湯本晴彦君） 建設水道課長。

建設水道課長（望月弘樹君） それでは、補足説明させていただきます。

不納欠損の理由につきましては、所在不明の方が2名、35万円強でございます。経営不振の者につきましても2名でございますが、238万円でございます。生活困窮につきましては11名の方で、53万円というふうにとまとめております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） 金額で上位2名の方は、お幾らとお幾らの合計ですか。

議長（湯本晴彦君） 建設水道課長。

建設水道課長（望月弘樹君） すみません、ちょっと上位順の金額としては、こちらのほうで今把握してございませんのでお答えできません。申し訳ございません。

議長（湯本晴彦君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますでしょうか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第5号について報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（湯本晴彦君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号 放棄した私債権の報告について（水道料金）は、報告書のとおり受理することに決定しました。

---

#### 17 承認第 2号 専決処分の承認について

専決第 4号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第11号）

#### 18 承認第12号 専決処分の承認について

専決第15号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第12号）

議長（湯本晴彦君） 日程第17 承認第2号 専決処分の承認について、専決第4号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第11号）から日程第18 承認第12号 専決処分の承認について、専決第15号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第12号）についての2議案を一括上程し、議題とします。

以上、2議案について、提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 承認第2号 専決処分の承認について、専決第4号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第11号）について及び承認第12号 専決処分の承認について、専決第15号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第12号）についての2件について、一括してご説明申し上げます。

初めに、承認第2号 専決処分の承認について、専決第4号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算及び地方債の補正で、事業の精算などによるものであります。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ2億3,868万4,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ82億9,957万8,000円としたものであります。

地方債の補正では、過疎対策事業以下、災害復旧事業まで事業費の確定及び財源振替に伴い、限度額を変更するものであります。

補正予算の歳入から申し上げます。

町税につきましては、最終の決算見込みにより町民税個人滞納繰越分、法人税現年課税分及び滞納繰越分、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税の増額補正を行ったものであります。

地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税額の確定に伴う増額補正であります。

利子割交付金につきましては、額の確定による減額補正、配当割交付金、株式等譲渡取得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金につきましては、額の確定に伴う増額補正であります。

地方交付税につきましては、特別交付税の額の確定による増額補正であります。

国庫支出金及び県支出金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金の減額、フィーダー系統補助金の増額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減額、デジタル基盤改革支援補助金の減額、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の減額、町道除雪費補助金の増額、社会資本整備総合交付金事業の防災追加分としての除雪に関する補助額の増など、精算や事業費確定による補正であります。

寄附金につきましては、一般寄附、ふるさと寄附金の収入実績による増額補正であります。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金の減額、ふるさと基金についても、充当事業の実績に伴う減額補正であります。

町債では、事業費精査などに伴う減額補正であります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費の総務管理費から諸支出金の特別会計繰出金までの補正額については、事業の精算などによる補正となっております。

次に、承認第12号 専決処分の承認について、専決第15号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第12号）についてご説明申し上げます。

補正の内容は、歳出予算の補正であります。補正予算額は歳出予算内での相殺であり、金額の増減はありません。

以上、承認第2号及び承認第12号の承認議案2件についてご説明申し上げます。

なお、承認第2号及び承認第12号の詳細につきましては、総務課長から補足の説明を申し上げ

げます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） 補足の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（古幡哲也君） [議案に基づく補足説明]

議長（湯本晴彦君） これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

承認第2号 専決処分の承認について、専決第4号 令和4年度山ノ内町一般会計補正予算（第11号）について質疑を行います。

12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） 最初の11号のほうの10ページ、歳入、これ時々私、伺っているんですけども、どうも理解できないので忘れちゃうんですけども、法人の現年課税分が390万円増えた、増えたのはいいんですけども、前年度の確定金額に対して調定額を掛けているわけだから、調定額を少し低くみたのか、それとも、調定額というのは収納率も含めてですけども、そういうふうに理解してよろしいですか。質問は3件あります。それについて。

議長（湯本晴彦君） 税務課長。

税務課長（高木和彦君） お答えします。

法人町民税につきましては、業績のほうが上がってということで収納率のほうも向上ということなんです。

議長（湯本晴彦君） 12番 小林克彦議員。

12番（小林克彦君） この調定額はそもそも法人税もそうですし、個人住民税もそうですけれども、前年度の収入、歳入に合わせても総額は確定しているじゃないですか。そこへ町でこのぐらい、100%収納できないからということで町税額を見て入れているわけでしょう。途中でほぼ精算ですけども、精算で390万円。滞納はたくさんある中からこのくらいというふうに見込んで増えたんですから、努力の成果ということでしょうけれども。この390万円というのは、どういう原因で、収納率が予定より上がったのか、調定額が低かったからか、どちらかなんですけれども、どちらですか。

議長（湯本晴彦君） 税務課長。

税務課長（高木和彦君） お答えします。

法人町民税につきましては、自己申告というか、そういったことで業績のほうも上がっているということで調定のほうも増えていますし、収納率のほうも増えているということです。

議長（湯本晴彦君） 12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） 2つ目ですが、もうページ数だけ言います。35、36ページ、ここで民生費、児童福祉費の項のところで、会計年度任用職員が児童福祉総務費のほうでも1,100万円、それから保育所費のほうでも1名、最終的に精算になっているということは、少なくともこれから見れば2名分の職員が減っているんですが、これは幼児というのかな、幼児、保育所とか、



そういう関係で、法定の人数に対して従事する職員、それが幼児が減ったためにこれだけの人数の方が不要というか、オーバーになったということで採用しなかったということなんでしょう。お願いします。

**議長（湯本晴彦君）** 健康福祉課長。

**健康福祉課長（小林一夫君）** お答えします。

児童クラブの関係が児童福祉総務費になりますし、保育所費のほう、ともに会計年度任用職員につきましては、1,000万円ベースで減額をさせていただいているということなんですけれども、まず、保育所につきましては、育休を取っている職員がおりまして、その代替ということで予定をさせていただいたんですが、なかなか人が見つからないというようなところもありまして、園の中の通常の代替職員等で対応をさせていただいて、何とかやりくりができたということでございます。

児童クラブにつきましても、同様の形で職員が、子ども支援系のほうの職員が代替で出向きまして、その児童クラブの運営について対応させていただいたというようなことであります。

加えてですけれども、保育園も児童クラブも、保育園が中心になりますが、年度の途中で育休に入られる職員、産休に入る職員が出たり、それから児童クラブにつきましても、急にちょっとお休みになられるような指導員が出た場合に備えて、当初予算ではある程度その人員を確保できるような形で、正規の職員が休暇になってしまった場合の代替ということで、会計年度任用職員を充てられるように予算の措置をいただいていたんですが、そういったのが年度末の精算で減額になったということでございます。

以上です。

**議長（湯本晴彦君）** 12番 小林克彦君。

**12番（小林克彦君）** 今持っていないから分からないんですけども、令和5年度の当初予算ではどういう扱いになっていますか。

**議長（湯本晴彦君）** 健康福祉課長。

**健康福祉課長（小林一夫君）** お答えします。

先ほど説明させていただいたのと同様に、年度の途中でまた職員の配置状況についても変更があるかと思しますので、その辺については即時に対応できるような形で措置をいただいているということだと思います。

以上です。

**議長（湯本晴彦君）** 12番 小林克彦君。

**12番（小林克彦君）** はい、分かりました。

3番目です。50ページ、町道等除雪、委託料減額大きくなっているので、雪も……

**議長（湯本晴彦君）** 小林克彦議員、マイクをちょっと上げてしゃべってください。

**12番（小林克彦君）** このぐらい、はい。町道除雪ですが、1,300万円の減額になっているんですが、最終的に総額で当初1億5,000万円かな、4,000万円か、の予定をしていたと思うんで

す。それで追加したかな、補正を1回したような気がするんですけども、最終的に精算で幾らになっているのでしょうか。

議長（湯本晴彦君） 建設水道課長。

建設水道課長（望月弘樹君） お答えします。

令和4年度の除雪に関わる精算金額につきましては、1億7,500万円強であります。令和3年度につきましては、3億1,500万円というふうなことでありましたので、かなりの額では減っているということでもありますけれども、この3年間平均でいきますと、およそ2億円程度というふうなことになりますので、平年よりも若干少なめというか、平年度並みの降雪費用であったというふうに理解をしております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） よろしいですか。

10番 渡辺正男議員。

10番（渡辺正男君） 4点お願いいたします。

最初に、13ページですが、一番下の地方交付税の特交の部分なんですけど、これは先ほどの説明だと雪の関係ですかね、増えたのは。その辺の説明と、特別交付税全体で最終的に幾らになったのかをお聞かせください。

議長（湯本晴彦君） 総務課長。

総務課長（古幡哲也君） お答えします。

まず、特別交付税の増額分の要因ですけれども、主には除雪費の分が追加で増えた分が影響しているものでございます。合わせまして、特別交付税の全体ですけれども、現在の総額では地方交付税全体としましては、30億円弱になる予定を見込んでおります。

議長（湯本晴彦君） 10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） それは、ここ見れば29億4,500万円と分かるんですけども、特別交付税についての総額がどのぐらいになるか、見込みになっているか。

議長（湯本晴彦君） 総務課長。

総務課長（古幡哲也君） 少し時間いただきたいと思います。

議長（湯本晴彦君） ここで答弁整理のため暫時休憩します。

（休憩）

（午後 2時22分）

---

（再開）

（午後 2時23分）

議長（湯本晴彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長（古幡哲也君） 先ほどは失礼しました。特別交付税の分ですけれども、補正後の予算額としましては、3億1,837万1,000円でございます。

議長（湯本晴彦君） 10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） では、2つ目ですが、20ページなんです、一番下の財政調整基金の繰入金3億1,700万円をゼロということで、ほかの歳出のところでは5,500万円ほどまた積立というふうな形になっていたと思うんですが、今回だから減債はいじらないのかな、この財調基金のこの3億円やめて5,500万円積立ということで、最終的には基金残高幾らになる見込みでしょうか。

議長（湯本晴彦君） 総務課長。

総務課長（古幡哲也君） お答えします。

全体ではですね……

議長（湯本晴彦君） ここで答弁整理のため暫時休憩します。

（休憩）

（午後 2時24分）

---

（再開）

（午後 2時25分）

議長（湯本晴彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長（古幡哲也君） 失礼しました。

全体では11億7,500万円ほどを見込んでおります。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） では、3点目お願いいたします。

22ページの雑入の商工費雑入の、先ほど解散された精算金ということで、島崎温泉開発事業運営協議会、この協議会なんです、どんな目的でつくられた協議会で、どんな任務というか、今まで直近の協議会の動きというのはどういうふうになっていたのか、その実態についてちょっと説明をお願いいたしたいと思います。

議長（湯本晴彦君） 観光商工課長。

観光商工課長（湯本義則君） お答えいたします。

先ほど総務課長のほうからの説明では、島崎温泉解散に伴うと説明しましたが、訂正をお願いします。協議会自体は、解散はしておりません。会計を精算したのみで、今回この協議会で定期預金だけが残ってございました。この協議会自体は2名でございます。長谷川一夫氏と町の2名でつくっている協議会でございます、いずれも半分ずつを出し合ってこの協議会をつくってございましたので、その定期が合計でこの倍ですけれども、約269万円ほどですかね、残ってございましたので、2分の1ずつ分けて精算したものでございます。

協議会そのまま存続しておりまして、この島崎温泉自体は旧和合保育園の下の字村西地籍になりますけれども、そこに町と長谷川氏で、あそこに当初リズムカルランド構想という構想がありましたが、そこで使う温泉をボーリングしたものでございます。ボーリングは500メートルほどボーリングして、温泉は湧出しております。

それから、リズムカルランドの計画をやめ、そのままこの温泉の活用については和合保育園で活用したらいかがとか、あとやまびこ広場のところまで引湯して農業ハウスで温泉の熱を利用したり、あと熱を利用したバイナリー発電ができないかとか、いろいろその後研究してまいりましたけれども、いずれもいろいろな課題がありまして実現に至っておりません。

その関係で、今回、長谷川氏のほうから申出がありまして、権利、また協議会自体は解散せず、このお金自体がずっとそのまま定期になっているだけですので、改めて何か事業をやるとなればまた持ち寄るなりするにしても、一旦ここで定期、会計は精算してしまおうという申出がありましたので、そのような形で今回精算して、それを町の分は雑入へ入れて、支出のほうに基金で観光整備基金のほうへ積み立てたものでございます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） その協議会というのは、協議会といいながら先ほど2氏、2名ですか、ということだったんですが、今後どうなるのかもちょっと分からないんですが、そもそもこの協議会というのは何年頃立ち上がったものなんでしょうか。

議長（湯本晴彦君） 観光商工課長。

観光商工課長（湯本義則君） お答えいたします。

平成5年2月に、契約というか立ち上がっております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） それでは、4点目のほうお願いいたします。

45ページですが、林業振興費の地域おこし協力隊員、募集したけれども応募がなかったということで、たしか有害鳥獣の関係だったですかね、猟銃の免許とか、何かいろいろ猟友会の関係とかだったのかなと思うんですが、これは引き続き募集はするんでしょうか、それともこういう人材というのはなかなかいないということでまた違う形になるのか、その辺についてお願いします。

議長（湯本晴彦君） 農林課長。

農林課長（宮崎弘之君） お答えします。

この有害鳥獣に関する地域おこし協力隊の件に関しましては、中でも真剣に議論をいたしました。それで一番は猟友会とのやり取りの件、有害鳥獣でやっていきますので、内部との調整が今後また現在も行っていかなければならないということ、それから果たして一軒家を貸していただいて銃を管理できるのかという問題がございます。ガンロッカーを設置しなければいけない、借家では駄目だとか、そういう問題もございます。

今後、この件に関しましては、一番は猟友会のほうとの調整、また地域おこし協力隊で来ていただくにしても、その後どうやって期間が終わった後に生活をしていただけるのかというものの見通し等をつくっていかなければ、なかなかこれの件に関しましては、外部から農業のよ

うにお願いするという方法は難しいかなと思っております。また、今後とも真剣に内部で議論を重ねていきたいと思っております。

以上です。

**議長（湯本晴彦君）** ほかにございませんか。

8番 徳竹栄子君。

**8番（徳竹栄子君）** 49ページ、6款1項12節の委託料、この減についてのご説明をお願いしたい。

2点あります。もう一点あります。

**議長（湯本晴彦君）** 観光商工課長。

**観光商工課長（湯本義則君）** お答えいたします。

受入れ環境整備の委託料につきましては、例年志賀高原ロマン美術館で冬期間、外国人観光客が非常に多い場所ですので、ロマン美術館内で人を置いて観光案内を実施してはいたしましたが、昨年度につきましては、その案内をしてくれる方が見つからず、案内業務を、事業をできませんでした。その関係でその金額でございます。

あと同じように、国道292線の上林のチェーンベースからの歩道なんですけれども、歩道の除雪を業者に委託して、雪が降って通行に支障があるようになったときに出てもらうんですけれども、今年雪が少なかったということで歩道除雪の回数が減ったためにそれによる精算でございます。

以上です。

**議長（湯本晴彦君）** 8番 徳竹栄子君。

**8番（徳竹栄子君）** 54ページ、9款2項14節の工事請負費、施設工事ということなんで801万円ですか、これは先ほどの説明ではトイレ工事の見直しと聞いたんですが、その辺もう一度確認したいんですがお願いいたします。

**議長（湯本晴彦君）** 教育次長。

**教育次長（田中浩幸君）** お答えします。

南小学校と東小学校の校舎にあります全てのトイレを和式から洋式に変更したという工事と合わせて、遊具の修繕を一部行ったという内容で、実績精算によりまして減額が生じたという内容でございます。

以上です。

**議長（湯本晴彦君）** ほかにございますか。

質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（湯本晴彦君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第2号を採決します。

承認第2号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、承認第2号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

ここで、承認第12号で補足の説明が漏れておりました。

補足の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(古幡哲也君) [議案に基づく補足説明]

議長(湯本晴彦君) 承認第12号 専決処分の承認について、専決第15号 令和4年度山ノ内町一般会計予算(第12号)について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第12号を採決します。

承認第12号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、承認第12号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

ここで議場内換気のため2時50分まで休憩といたします。

(休憩)

(午後 2時39分)

---

(再開)

(午後 2時50分)

議長(湯本晴彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

19 承認第3号 専決処分の承認について

専決第5号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

20 承認第4号 専決処分の承認について

専決第6号 令和4年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)

21 承認第5号 専決処分の承認について

専決第7号 令和4年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議長(湯本晴彦君) 日程第19 承認第3号 専決処分の承認について、専決第5号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)から日程第21 承認第5号 専決処分の承認について、専決第7号 令和4年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第3号)までの

3議案を一括上程し、議題とします。

以上、3議案について提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

**町長(平澤 岳君)** 承認第3号 専決処分の承認について、専決第5号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)から承認第5号 専決処分の承認について、専決第7号 令和4年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第3号)までの3件について、一括してご説明申し上げます。

初めに、承認第3号 専決処分の承認について、専決第5号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,714万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,262万5,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、決算見込みによる国民健康保険税、県支出金及び他会計繰入金の減額と諸収入の増額であります。

歳出の主な内容は、決算見込みによる保険給付金、保険事業費等の減額であります。

次に、承認第4号 専決処分の承認について、専決第6号 令和4年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)について申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ501万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,346万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、収入見込みにより後期高齢者医療保険料を増額し、保険料還付金等を減額するものであります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金を増額し、保険料還付金等を減額するものであります。

続いて、承認第5号 専決処分の承認について、専決第7号 令和4年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第3号)について申し上げます。

補正の内容は、令和4年度事業の精算に伴う歳入歳出の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,366万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,488万1,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫及び県支出金ルール分の確定による減額と繰入金、諸収入の減額であります。

歳出の主な内容は、保険給付金及び地域支援事業費の決算見込みにより減額するものであります。

以上、承認議案3件について一括してご説明申し上げます。

なお、承認第3号の細部につきましては、健康福祉課長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

**議長（湯本晴彦君）** 補足の説明を求めます。

承認第3号について、健康福祉課長。

**健康福祉課長（小林一夫君）** [議案に基づく補足説明]

**議長（湯本晴彦君）** これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

承認第3号 専決処分の承認について、専決第5号 令和4年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について質疑を行います。

10番 渡辺正男議員。

**10番（渡辺正男君）** 渡辺正男です。

国保会計についてちょっと1点お願いします。

2ページの保険給付費なんですが、補正前は11億5,000万円だったものが最終的に9億8,000万円ということで、久しぶりの大外れと言っちゃいけないんですけども、大分見込みよりも下回ったということと、トータルで保険給付費が10億円を下回るというのは、私もちょっと記憶に、10年以上遡るのかな、そんな気がしているんですが、この保険給付費自体がこれだけ見込みと違って少なかったことの一番大きな原因、その辺について説明いただければと思います。

**議長（湯本晴彦君）** 健康福祉課長。

**健康福祉課長（小林一夫君）** お答えします。

議員おっしゃるとおり、10億円を下回ったというのは久しぶりということでございますけれども、恐らくコロナによる利用控えというのは、その前年度も、それより前もあったわけですが、結果としてそれが一番の要因ではないかなというふうに分析をしております。

以上です。

**議長（湯本晴彦君）** 10番 渡辺正男議員。

**10番（渡辺正男君）** コロナによる受診控えもあるかもしれないですけども、被保険者数というのはどんな感じなんですか。大分想定した被保険者数より少なかったとか、その辺もあるんですかね。

**議長（湯本晴彦君）** 健康福祉課長。

**健康福祉課長（小林一夫君）** お答えいたします。

被保険者数でありますけれども、当初予算で計上しました数字よりも、実際は後期高齢のほうへ移行なさっている被保険者数がありまして、そのほか65歳未満でお亡くなりになる方も含めて、当初の積算の被保険者数よりも158人少ない3,241人という結果になっております。

以上です。

**議長（湯本晴彦君）** よろしいですか。

ほかにございますか。

それでは、質疑を終わります。

討論を行います。



(発言する者なし)

**議長(湯本晴彦君)** 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第3号を採決します。

承認第3号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

**議長(湯本晴彦君)** 起立全員です。

したがって、承認第3号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

承認第4号 専決処分の承認について、専決第6号 令和4年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)について質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長(湯本晴彦君)** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

**議長(湯本晴彦君)** 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第4号を採決します。

承認第4号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

**議長(湯本晴彦君)** 起立全員です。

したがって、承認第4号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

承認第5号 専決処分の承認について、専決第7号 令和4年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第3号)について質疑を行います。

10番 渡辺正男議員。

**10番(渡辺正男君)** これも1ページと2ページでちょっと質問させていただきますが、歳入の8繰入金、基金繰入金が6,163万円あったんですが、そのうち3,100万円は減額をして、3,000万円の繰入れは一応残っているということですが、2ページの保険給付費がやはり2,200万円ですか下回っているというふうなことが原因しているのかなというふうに思うんですが、これも当初の保険給付費17億4,600万円、当初というか現在の補正前の予算ですが、これが2,200万円ほど下回るということですが、これも最終というか決算ではないですけども、見込んだほど介護サービスが利用されていないということなんだと思うんですが、先ほどの被保険者数であるとか介護認定者だとかということ、それから減った原因について主なものについてちょっと説明いただきたいと思います。

**議長(湯本晴彦君)** 健康福祉課長。

**健康福祉課長(小林一夫君)** お答えします。

今、渡辺議員のほうからご質問ありました内容に、被保険者数ということもございましたので、そちらにつきましては、令和4年が4,777人、令和3年が4,812人でしたので、35人被保険

者数が減っているということでございます。要介護認定者数につきましては904人で、令和3年と変動はございません。

したがって、介護サービスを受けられる方という人数については変更はないんですけれども、先ほどの国保と同様に、やはり介護サービスのほうの利用控えも依然としてあったのかなというふうに分析をしております。

以上です。

**議長（湯本晴彦君）** 10番 渡辺正男君。

**10番（渡辺正男君）** この基金からの繰入れというのは、大分この3年で1期なんですけど、これ2年目ということだと思うんですけども、一向に基金が減っていかないんですね。2億1,000万円からあって、本来であれば3年に一旦はゼロになるということが本来の計算でありますけれども、本当のゼロにしちゃうと、確かに資金繰りだとか、いろいろなもので大変なので、若干は残るかもしれないんですけども、考え方として、保険料設定は3年のうちの1年目はちょっと貯金するぐらい、2年目はすっぺこっぺ、3年目には基金を全部使い果たすというふうなことが原則かと思うんですが、ずっと高めに保険料設定じゃないですね、保険料も高いんですが、介護サービス料をかなり多めに見込むことで予算がつくられてきているので、結果とすれば高い保険料、それで基金は一向に減っていかないということで、今回これだとまだ3,000万円は繰り入れることになっているんですが、決算見ないと最終的には分かりませんが、これ3,000万円崩した場合にどのぐらいですかね、基金残高というのは1億8,000万円ぐらいになるのかな、その辺ちょっと数字をお願いします。

**議長（湯本晴彦君）** 健康福祉課長。

**健康福祉課長（小林一夫君）** お答えいたします。

基金の残高でございますけれども、令和3年度末の基金残高が2億1,008万円ほどございました。そこへ預金利息で令和4年度中11万円ほど積み増しまして、3,018万円ほど崩しますので、議員先ほどご指摘のとおり、令和4年度末の基金残高は1億8,000万円ほどになるかと思えます。

ただ、基金は減少するんですが、繰越金につきまして、先ほど介護給付費の関係を高く見ているのではないかというお話がありまして、3月の見込みがなかなか立たなかったものですから、ちょっと安全圏の数字を見込みまして、それがちょっとぶれが3月は大きかったということで、繰越金につきましては、7,200万円ほどの予定になってしまうかなというのが現在の試算状況でございます。

ちなみに、令和3年は5,700万円の繰越しということでありましたので、これは国庫の返還金もありますので、キャッシュフローを確保する意味でも、5,000万円ぐらいは繰越金を持っていないと返還金がキャッシュフロー上問題あるということですので、2,000万円ほどちょっとぶれてしまうんですが、1,500万円ほどぶれますかね、でありますけれども、第9期の介護保険計画、今年度検討をしております。見える化システム、議員よくご承知のとおり、見える

化システムで試算をしてみたいと思いますので、この辺につきましても、ただ、介護サービスにつきましては、今施設の利用のほうが大分伸びてきていると、在宅のほうがよりも施設利用をなさる方が多くなってきたのかなという傾向もありますので、その辺も加味しながら計画を策定をしてみたいと考えております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第5号を採決します。

承認第5号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、承認第5号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

---

2 2 承認第 6号 専決処分の承認について

専決第 8号 令和4年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

2 3 承認第 7号 専決処分の承認について

専決第 9号 令和4年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

2 4 承認第 8号 専決処分の承認について

専決第10号 令和4年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第5号）

議長（湯本晴彦君） 日程第22 承認第6号 専決処分の承認について、専決第8号 令和4年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第2号）から日程第24 承認第8号 専決処分の承認について、専決第10号 令和4年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第5号）までの3議案を一括上程し、議案とします。

以上、3議案について提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 承認第6号 専決処分の承認について、専決第8号 令和4年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第2号）から承認第8号 専決処分の承認について、専決第10号 令和4年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第5号）までの3件について、一括してご説明申し上げます。

初めに、承認第6号 専決処分の承認について、専決第8号 令和4年度山ノ内町公共下水

道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入額を20万2,000円減額し、総額4億9,830万4,000円とするものであります。

内容につきましては、一般会計補助金の精算による減額補正であります。

次に、承認第7号 専決処分の承認について、専決第9号 令和4年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入額を478万4,000円減額し、総額1億5,566万4,000円に、支出額を216万9,000円減額し、総額1億5,488万円にするものであります。

内容につきましては、一般会計補助金の精算等及び事業費確定によるものであります。

続いて、承認第8号 専決処分の承認について、専決第10号 令和4年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第5号）について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入額を1,274万7,000円増額し、総額4億1,218万7,000円とするものであります。

内容につきましては、水道使用量増加に伴う水道料金の増額及び一般会計補助金の精算による減額補正であります。

以上、承認議案3件について一括してご説明申し上げます。

十分ご審議の上、ご承認お願いいたします。

**議長（湯本晴彦君）** これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

承認第6号 専決処分の承認について、専決第8号 令和4年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（湯本晴彦君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（湯本晴彦君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第6号を採決します。

承認第6号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

**議長（湯本晴彦君）** 起立全員です。

したがって、承認第6号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

承認第7号 専決処分の承認について、専決第9号 令和4年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（湯本晴彦君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

**議長(湯本晴彦君)** 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第7号を採決します。

承認第7号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

**議長(湯本晴彦君)** 起立全員です。

したがって、承認第7号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

承認第8号 専決処分の承認について、専決第10号 令和4年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第5号)について質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長(湯本晴彦君)** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

**議長(湯本晴彦君)** 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第8号を採決します。

承認第8号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

**議長(湯本晴彦君)** 起立全員です。

したがって、承認第8号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

---

## 25 承認第9号 専決処分の承認について

専決第11号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について

## 26 承認第10号 専決処分の承認について

専決第12号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

**議長(湯本晴彦君)** 日程第25 承認第9号 専決処分の承認について、専決第11号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第26 承認第10号 専決処分の承認について、専決第12号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

以上、2議案について提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

**町長(平澤 岳君)** 承認第9号 専決処分の承認について、専決第11号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について及び承認第10号 専決処分の承認について、専決第12号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての2件について、一括してご説明申し上げます。

初めに、承認第9号 専決処分の承認について、専決第11号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布されたことに伴って改正したものであります。今回の税制改正に伴う税条例の改正概要は、森林環境税の導入に伴う個人住民税等の改正や軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直しなどが主な内容です。

次に、承認第10号 専決処分の承認について、専決第12号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されたことに伴って改正したものです。今回の地方税法施行令の改正に伴い、課税限度額及び軽減処置に関わる基準額の限度額を引き上げるものです。

以上、承認第9号及び承認第10号の承認議案2件についてご説明申し上げます。

なお、承認第9号及び第10号の詳細につきましては、税務課長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

**議長（湯本晴彦君）** 補足の説明を求めます。

承認第9号及び第10号について、税務課長。

**税務課長（高木和彦君）** 〔議案に基づく補足説明〕

**議長（湯本晴彦君）** これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

承認第9号 専決処分の承認について、専決第11号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（湯本晴彦君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（湯本晴彦君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第9号を採決します。

承認第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

**議長（湯本晴彦君）** 起立全員です。

したがって、承認第9号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

承認第10号 専決処分の承認について、専決第12号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（湯本晴彦君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

**議長(湯本晴彦君)** 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第10号を採決します。

承認第10号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

**議長(湯本晴彦君)** 起立全員です。

したがって、承認第10号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

---

## 27 承認第11号 専決処分の承認について

### 専決第13号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算(第1号)

**議長(湯本晴彦君)** 日程第27 承認第11号 専決処分の承認について、専決第13号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算(第1号)を上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

**町長(平澤 岳君)** 承認第11号 専決処分の承認について、専決第13号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算の補正であります。補正の予算額は歳入歳出それぞれ881万円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ72億1,656万円としたものであります。

補正予算の歳入から申し上げます。

国庫支出金及び県支出金につきまして、民生費国庫補助金、民生費県補助金ですが、児童福祉費補助金としての国の政策による低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業及び子育て世帯生活支援特別給付金事業(ひとり親分)に対する増額であります。

また、これに伴いまして、繰入金として財政調整基金繰入金の減額補正をしたものです。

次に、歳出について申し上げます。

3款1項1目民生費の社会福祉総務費では、充当財源の増減、3款2項1目、同じく民生費の児童福祉総務費では、さきに述べました国の政策による低所得者の子育て世帯に対する生活支援特別給付金及び子育て世帯生活支援特別給付金事業(ひとり親分)に対する増額補正となっております。

なお、細部につきましては、総務課長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

**議長(湯本晴彦君)** 補足の説明を求めます。

総務課長。

**総務課長(古幡哲也君)** [議案に基づく補足説明]

議長（湯本晴彦君） これより質疑、討論、採決を行います。

承認第11号 専決処分の承認について、専決第13号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） 12番 小林克彦です。

4ページの歳出のところで、節で委託料と負担金補助及び交付金に分かれているんですが、これは今5月中にということがあったり、それからこれたしか国の施策でプッシュ型だと思うんですけども、委託料と負担金補助及び交付金に分けているというのは、これどういうこと、どこかに委託して応援をしてもらうということなんですか、内容をご説明をお願いします。

議長（湯本晴彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小林一夫君） お答えいたします。

12節の委託料でございますけれども、こちらにつきまして、電算システムのほうで改修が必要になるということで、電算システムの改修の委託料で110万円ということでございます。

負担金補助及び交付金につきましては、先ほどの児童手当、令和4年にもう児童手当を受給なさった方については、積極支援ということで5月末までに交付をするようにということで国から通知がまいっておりますけれども、それ以外に家庭急変で申請される方もいらっしゃいますので、その辺を含めて750万円ということでございます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第11号を採決します。

承認第11号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、承認第11号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

---

議長（湯本晴彦君） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了をいたしました。

本日の会議を閉議します。

---

議長（湯本晴彦君） 町長から閉会の挨拶があります。



平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) 令和5年第2回山ノ内町議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

臨時議会は、本日1日の会期において、ご提案しました案件について全て原案どおりご承認いただきましてありがとうございます。

本日の臨時議会におきまして、議会の構成ができ、山ノ内町議会が新しく発足いたしました。今後は、議会に与えられた意思決定機関としての権限を十分に発揮され、今後の山ノ内町発展のため、行政運営に当たりまして各段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、今月議会定例会の開催も予定されております。議会各位におかれましては、健康に十分にご留意いただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

---

## 閉 会

議長(湯本晴彦君) これにて令和5年第2回山ノ内町議会臨時会を閉会とします。

大変ご苦労さまでございました。

(閉 会) (午後 3時30分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 月 日

山ノ内町議会議長

臨 時 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員